

〈翻訳〉

キルステン・ハインゾーン

近代ドイツの女性組合

——ハムブルクに見る市民層の平等と差異——

(2002)

河野 眞 (訳・解説)

目次

- 1 はじめに
- 2 ハムブルクの社会変化
- 3 市民組合と市民権
- 4 市民的プロジェクトとしての女性組合
- 5 社会的女性組合と教養施設
- 6 職業目的のオーガニゼーションと一般的女性組合
- 7 都市化と基盤的政治化
- 8 自主的オーガニゼーションの可能性と限界

[訳注]

[訳者解説]

1 はじめに

ハムブルクは、古来、ドイツの歴史における《特殊ケース》とされてきた。ここでは中世から19世紀末まで、経済・政治・社会など諸側面において、ドイツのどこよりも市民性が旺盛で、より自由で、総じてリベラルであった、——1960年代にそうした判断を示したハムブルク出身の歴史家*パーシイ・エルンスト・シュラム (1894-1970) もその一人である⁽¹⁾。ハムブルクの近代史の時期区分についても、この《リベラルな特殊ケース》が言い立てられた。1933年から1945年を取り上げた最初の都市史作業においてもそうであった⁽²⁾。1985年になっても、このハンザ都市の第一市長

(1) Percy Ernst SCHRAMM, *Hamburg. Ein Sonderfall in der Geschichte Deutschlands*. Hamburg 1964. 次の再録がある。In: *Hamburg – ein Sonderfall. Festschrift zum Kongreß der Lehrer und Erzieher in Hamburg 1966*. Hamburg 1966, S. 9-24.

(2) これを表明したのは、ハムブルク市史編纂室 (Forschungsstelle für die Geschichte Hamburgs von 1933-1945) の初代の室長ヘフター (Heinrich HEFFTER) であった。なおこれに対する批判的なコメントは次を参照, Frank BAJOHR / Joachim SZODRZYNSKI, „Einleitung“. In: DIES. (Hg.),

*クラウス・フォン・ドホナーニ (1928-L) は、ハムブルクは常に《共和国のなかの共和制の礎》と謳ったものである⁽³⁾。ハンザ都市の結構年季の入った歴史像だが、近年の歴史研究は*フォルカー・ウルリッヒ (1943-L) 言うところのこの《市役所お墨付きの歴史絵巻》に抗っている。ハムブルクの生き方が寛容かつリベラルというのは上流市民の目から見たもので、大多数の人々の生き様は社会的不平等と政治的無力と経済的依存がお定まりであった⁽⁴⁾。のみならず、政治的な支配層は、都市の社会的・政治的・行政的な法規をめぐる喫緊の改革すら等閑に付して顧みなかった。こういうもう一つの見方に照らすと、ハムブルクはもはやドイツ史のなかの《特殊ケース》ではなく、ドイツの一聯邦構成都市であり、一枚看板たるハンザ都市の伝統も、畢竟、一握りの上流市民の寡頭支配に他ならなかった。かくして、プロイセンやドイツのその他の領邦と同じく、ハムブルクでも、一面では近代の経済発展、他面では守旧的・アンチデモクラシーの社会・政治構造、その両者の間の緊張が時と共に高まった。それゆえハンザ都市に根差す《特殊ケース》ではなく、ドイツの《特殊な歩み》を分有していたと言うのが当たっている——これが近年の研究の下す判定である。

ドイツのなかでもハンザ都市ハムブルクのデモクラシーへの歩みは極く平均的、あるいはむしろ緩慢ですらあったというのが今日の評価だが、それには特殊な歩みのテーゼを一部で制限して考えなければならぬこと、さら

Hamburg in der NS-Zeit. Hamburg 1995, S. 7-24.

- (3) ヨイスト・グロレ ([訳注] 1932 生の歴史家・SPD の政治家) による批判的コメントを参照, Joist GROLLE, *Hamburg der republikanische Akzent der Republik? Nachforschungen zu einer Legende*. In: Vernunft riskieren. Klaus v. Dohnanyi zum 60. Geburtstag. Peter GLOTZ u.a. (Hg.), Hamburg 1988, S. 85-104.
- (4) この方向の理解を示すものとして例えば次の諸文献を参照, Hans-Wilhelm ECKARDT, *Privilegien und Parlament. Die Auseinandersetzungen um das allgemeine und gleiche Wahlrecht in Hamburg*. Hamburg 1980.; Arno HERIG u.a. (Hg.), *Arbeiter in Hamburg. Unterschichten, Arbeiter und Arbeiterbewegung seit dem ausgehenden 18. Jahrhundert*. Hamburg 1983.; Werner JOCHMANN, *Handelsmetropole des Deutschen Reiches*. In: DERS. / Hans-Dieter LOOSE (Hg.), *Hamburg. Geschichte der Stadt und ihrer Bewohner*. Bd. II: Vom Kaiserreich bis zur Gegenwart. Hamburg 1986, S. 15-130.; Helga KUTZ-BAUER, *Arbeiterschaft, Arbeiterbewegung und bürgerlicher Staat im der Zeit der Großen Depression: Eine regional- und sozialgeschichtliche Studie zur Geschichte der Arbeiterbewegung im Großraum Hamburg 1873-1890*. Bonn - Bad Godesberg 1988.; Richard J. EVANS, *Tod in Hamburg. Stadt, Gesellschaft und Politik in den Cholera-Jahren 1830-1910*. Reinbek b. Hamburg 1990.

に変更をも要することが背景になっている⁽⁵⁾。19世紀の市民的価値と行動規範の社会化では、たとえば《フェルアイン熱》〔訳者補記〕ここではフェルアインを組合と訳すもその表れであったが、そのコンテクストでは、ドイツの独自の歩みをめぐる近年の内在的な解釈はすこぶる説得力がある。ドイツの市民的な生き方に焦点を当てると、ヨーロッパ的な生き方・働き方のスタイルからの逸脱というより、ドイツ国家の特殊性との関係がより強く浮かび上がる⁽⁶⁾。市民的活動におけるこの国家求心性は、一つにはドイツ市民層のなかで官僚が担う役割が関わっていたこと、二つには市民による社会的集団が国家との関わりでは容認も責任も限定的であったことに由来する。ほとんどすべての市民的オーガニゼーションは、自分たちの活動を（国家の負担を軽減することを課題とするか、国家の管轄とは重ならなかったかはともかく）社会的貢献とみなした。この意味で、19世紀ドイツ社会における市民自身によるオーガニゼーションは大きな成功を収めた。同時に、市民たちは、自分たちの職業グループの法的規制と公務員化を進めるために、国家の管轄領域と担当領域の拡大をはたらきかけた。そうした市民的職業グループ（たとえば教員）の安定した地位は国家の規制によってのみ得られたのであり、それゆえ社会的な自主オーガニゼーションはここで明らかに限界にぶつかった。そうではあれ、国家による行政はプロフェッショナルの度合いが低く（19世紀末のハムブルクもそうであった）、それが背景になって、市民の自主的オーガニゼーションは広く開花した。しかし国家が社会生活に規制を以て浸透するに連れて、独立した社会的イニシアティヴへの行動範囲は狭まった。

しかし女性史・ジェンダー史の観点から間違いなく言えるのは、組合・市民存在研究は昔も今も先ずは男性の政治的行動の場と解されていることである⁽⁷⁾。ドイツ社会（ハムブルクの社会もそうだが）は、社会的層序あ

(5) Jürgen KOCCA, *Bürgertum und Sonderweg*. In: Peter LUNDGREEN (Hg.), *Sozial- und Kulturgeschichte des Bürgertums. Eine Bilanz des Bielefelder Sonderforschungsbereichs (1986–1997)*. Göttingen 2000, S. 93–110.

(6) P. LUNDGREEN (Hg.), *Sozial- und Kulturgeschichte* (2000 前掲注5).

(7) たとえば次の論著を参照, Manfred HETTLING, *Politische Bürgerlichkeit. Der Bürger zwischen Individualität und Vergesellschaftung in Deutschland und der Schweiz von 1860 bis 1918*. Göttingen 1999.

るいは宗派的帰属によって差異を呈するだけでなく、それぞれのグループのなかでの男女の差異も抱えてきた。ちなみに性のカテゴリーを、*ジョーン・スコット (1941-L) は《社会的な諸々の関係性の構成的要素》ととらえ⁽⁸⁾、*ハンナ・シスラー (1946-L) は《社会的組織体において他の諸カテゴリーと相互作用を起こす主要な局面》とまで考えた⁽⁹⁾。したがって、ここに広がる研究フィールドでは、男女両性の行動領域はそれぞれ自己の性に関わるだけでなく、異性との関係性としてもテーマとなるのでなければならない。その際、《平等と差異》が、市民存在のなかでの両性の緊張関係における二つの極となる。男女の社会的平等は、(市民とはみられないグループとは距離を置きつつ) 市民存在のなかでの両性の明らかなヒエラルヒー的差異と交錯するからである⁽¹⁰⁾。市民による組合組織のなかでも⁽¹¹⁾、その緊張化は引き継がれた。そのため、女性は通常、男性の組合には入れてもらえなかった。《婦人部門》が設けられるようになったのは、ようやく19世紀から20世紀への転換期であった。そこで市民女性は自分たちの組合を結成したが、その組合は、男性組合と同じ社会的問題の数々に向き合うものとなった。にも拘わらず、他の〔訳注〕市民=上流市民ではない労働者層などの) 女性や未婚女性に対する市民女性たちの活動が認められるには、男性市民が男性の労働者や学校児童に対するときよりもハードルが高かった。それを果たす限りで、女性は自分たちの公共的な活動をみとめてもらえたのだが、それは男性には要求されないものだった。ハムブルクの*「一般ドイツ女性組合」(ADF)の著名な代表者が、1901年に、女性組合について具体的に語ったのは、正にこれであった。《幸いにも世論

(8) Joan W. SCOTT, *Gender: A Useful Category of Historical Analysis*. In: *American Historical Review*, 91 (1986), pp. 1053-1075.

(9) Hanna SCHISSLER, *Einleitung: Soziale Ungleichheit und historische Wissen. Der Beitrag der Geschlechtergeschichte*. In: DIES. (Hg.), *Geschlechterverhältnisse im historischen Wandel*. Frankfurt/M. u.a. 1993, S. 9-36, hier S. 14.

(10) Karin HAUSEN, *Die Polarisierung der „Geschlechtscharaktere“ – Eine Spiegelung der Dissoziation von Erwerbs- und Familienleben*. In: Werner CONZE (Hg.), *Sozialgeschichte der Familie im der Neuzeit Europas*. Stuttgart 1976, S. 363-393.

(11) 市民的組合の範疇に入るのは、メンバーの大多数が市民層、すなわち経済や資産における市民層〔訳注〕内容的には上流市民)、しかしまた教養面での市民層も含めて、そうした家庭を出自とする者であるような種類を指す。それゆえ市民的組合は、政治的には労働者層や社会民主主義とは一線を劃している。

の偏見を乗り越えることになったのは、高々この数年のことです。男性も女性も、その努力と成果が認められ、支援を得ることにもなったのです》⁽¹²⁾。

都市や地域の市民的女性組合は、政治的にアクティブな相互に親しい女性たちのネットワークであるだけでなく⁽¹³⁾、市民的価値とその社会に向けての要請を女性に特有の仕方での表出する機関でもあった⁽¹⁴⁾。それゆえ都市国家ハムブルクの女性組合の研究において指針となる設問は、市民的女性組合の行動空間と行動可能性はどの程度まで開かれ、どんな限界をもっていたか、であろう。突きつめて言えば、こういう議論でもあるだろう。ハムブルクの女性組合の歴史は、リベラルな特殊ケースというテーゼを補強するものであり得るか、それともそれは女性史のパースペクティブからは伝説と言わなければならないのか。

2 ハムブルクの社会変化

19世紀の末にかけて、都市国家ハムブルクの人々は、急激な構造的変化を経験した⁽¹⁵⁾。1888年の関税同盟への参加によるドイツ帝国への経済的編入と自由港の建設は、帝国のなかでのハムブルクの特別の位置を終わらせたが、それはまた驚異的な経済的活況の始まりでもあった。交通の増大を受けて大規模な船舶業が興隆した。ハムブルクの商社は莫大な利益を挙げ、銀行業や保険業の集中度は飛躍的に高まった。同じく工業も成長し、1900年頃にはハムブルクはドイツで二番目の工業都市となった。それにも拘わらず商業に比べて、工業は二次的な意味合いにとどまった。ハムブルクの富とドイツ帝国の中での政治的影響力は、何よりもハムブルクの国

(12) ハムブルク都市国家アーカイヴ (Staatsarchiv Hamburg 以下では StA H と略す)、政治警察 (Politische Polizei 以下では PP と略す) S 5466, Bd. I: 「ハムブルク通信 [訳注] 創刊が1721年に遡る政治新聞」 (Hamburger Correspondent 以下では HC と略す) 10. November 1901. この日付によるボンフォールによるコラム「女性問題の今昔」 *Zur Frauenfrage: Einst und Jetzt* von Helene BONFORT.

(13) Christiana KLAUSMANN, *Politik und Kultur der Frauenbewegung in Kaiserreich. Das Beispiel Frankfurt am Main*. Frankfurt/M. u.a. 1997.

(14) Kirsten HEINSOHN, *Politik und Geschlecht. Zur politischen Kultur bürgerlicher Frauenvereine in Hamburg*. Hamburg 1997.

(15) W. JOCHMANN, *Handelsmetropole des Deutschen Reiches* (1986 前掲注4.); Volker PLAGEMANN (Hg.), *Industriekultur in Hamburg. Des Deutschen Reiches Tor zur Welt*. München 1984.

際 的海港としての地位の上に成り立っていた。

商工業の高まりに伴って急激な人口増加が起きた。それは主にメクレンブルクとシュレスヴィヒ＝ホルシュタインからの流入によるものだった⁽¹⁶⁾。1865年から1900年までにハムブルクの人口は三倍に、つまり25万人から76万人に増え、1910年にはすでに100万人を超えていた⁽¹⁷⁾。20世紀の初めまでは、労働者の家族の大多数は、都心すなわちハムブルクのアルトシュタットとノイシュタットの狭く暗い湿ったアパートに暮らしていた。1892年の最後の深刻なコレラ流行の後、都心は再開発された。多くのアパートが取り壊されて、商店やオフィスや銀行に変わった。非常に多くの人々が、郊外の村、たとえばバルムベック〔訳注〕現在はハムブルクの北区域)への移転を強いられた。そのため、たとえばバルムベックでは住民数は8千人(1871年)から12万人(1914年)に急増した。町の景観も、新たな経済的諸関係を反映して様変わりした。社会的階層と多様な生活条件との分離は、社会的に排他的な住宅区分に明瞭に反映された⁽¹⁸⁾。

政治面の制度を規定したのも不平等と排斥であった。都市の統治権力と決定権は、ドイツ帝国が終焉するまで、社会的に限られた一握りの上流市民層にほぼ独占されていた。それを保証していたのは、ハムブルクの住民の大多数を排除する非民主的で不平等な選挙権であった。市民資格のための選挙権は市民権の獲得とつながっていた。終身制の市参事会員の選挙と《アマチュア》行政もまた古きハムブルクの特殊性であった。職業的な公務員は僅かで、多数の名誉職の市民がいたからである。社会民主主義と労働組合は無権利の労働者層を組織することに成功したが、差別的な政治体制のために、当初は市民存在のなかに居場所をもたなかった。ようやく1901年に、SPD〔訳注〕ドイツ社会民主党、この時期には未だ労働者政党)は市民については、先ず一人、次に4人、最終的には13人の男性を代表者とした。この《下からの脅威》に対して、市民エリートは警察を新たに編成した。それは正に政治警察を目指すものだった。さらに伝統の復活にも手

(16) Fred S. BAUMANN, *Die Bevölkerung Hamburgs. Berufstätigkeit, Handel, Industrie, Einkommen, Vermögen, Wohnungs- und Lebensmittelbedarf*. Hamburg 1919.

(17) *Statistisches Handbuch für den Hamburgischen Staat*. Hamburg 1920, S. 18.

(18) R. J. EVANS, *Tod in Hamburg* (1990 前掲注4).

を出した。公式の場での市参事会員の礼装のことさらな着用もそうで、既存の支配関係を明らかならしめ正統性を裏付けようとしたのである⁽¹⁹⁾。

かく見ると、組合組織とは、都市の政治に自分たちも参加するという選択肢を供するものであった。もっとも、自分たちの責任で都市の諸区域を政治的・経済的に建設することでは、特に市民による組合が果たした役割は重要であった⁽²⁰⁾。1890年には「ハムブルク市民組合センターハウス」には15組合2,500人が集まっており、その数は1909年には42組合、メンバーは12,000人にまで上昇した⁽²¹⁾。これらの市民組合の機能は、一つには市民のための選挙をめざす選挙コミッティを設立すること、すなわち組合が候補者を指名して《選挙戦》を実行することにあつた。しかし二つ目の機能として、市民組合は、都市区域内での社交と市民たちの教養向上に寄与することをも追求した。したがって市民組合の重要な関心は都市区域の諸問題に向いていたと言えるだろう。道路建設、水道の敷設、学校の組織的整備、幼稚園や託児所の設立と維持、さらに都市全体にかかわるアクチュアルなテーマであった。これらの機能において、組合は、区域の政治を自分たちの政治的領域として発展させ、同時にそれを《政治的決定過程への予備協議の場》⁽²²⁾として確立することに力を発揮した。そこではまた、ハムブルク市政における市民組合の役割と、《非政治的》オーガニゼーションという彼らの自己理解との間で緊張がおきた。《非政治的》という理念は、ドイツの多くの都市のリベラルな名望家たちが持ち伝えた地域政治の観念と重なっていた⁽²³⁾。ハンザ都市の都市行政における名望家政治が優勢である限り、市民組合は《小市民》や《大(=上流)市民》の政治的意思の手

(19) 同上, S. 3-53 und S. 115-150.; W. JOCHMANN, *Handelsmetropole des Deutschen Reiches* (1986 前掲注4), S. 77-107.

(20) Petra VOLLMER, *Hamburgerr Vürgervereine als Faktor im öffentlichen Leben im Kaiserreich*. Unveröff. Magisterarbeit Hamburg 1989.

(21) „Centralausschuss Hamburger Bürgervereine“ については次を参照, Herbert FREUDENTHAL, *Vereine in Hamburg. Ein Beitrag zur Geschichte und Volkskunde der Geselligkeit*. Hamburg 1968.; Arthur OBST, *Geschichte der hamburgischen Bürgervereine 1866-1911*. Hamburg 1911.

(22) P. VOLLMER, *Hamburgerr Vürgervereine* (1989 前掲注20), S. 4.

(23) James SHEEHAN, *Liberalism and the City in the Nineteenth-Century Germany*. In: *Past and Present*, 51 (1971), pp. 116-137.; Dieter LANGEWIESCHE, *Liberalism in Deutschland*. Frankfurt/M. 1988, S. 200-211.

段にしてその表現であった。1906年の選挙権改正は⁽²⁴⁾、社会民主主義を阻止すると共に、都市政治の全分野への関与を政党に限定するという強力な政治的措置であり、それを機に、市民組合はそれ自身の政治的機能を急速に失い、その機能を政党やそのフラクションに委ねるようになった。

3 市民組合と市民権

1918年までは、市民権が、地域政治の討議機関に地歩を得ることを目指すときの中心のカテゴリーであった。ハムブルクの組合法は、それに照らしてまことにリベラルであった。すなわち、プロイセンのように、住民のある種のグループを排除する規定は設けられていなかったからである。しかしそれと同時に、影響力の大きな市民組合のメンバーはハムブルクの市民でもある者に限られていた。市民権は19世紀を通じて政治的色合いが強まっただけではない。それは所得によって制限されると共に、男性だけのものであった⁽²⁵⁾。19世紀半ばまでは、ハムブルクの市民権が許されるのは、独立して生業を営み、資産を有し、また結婚していることであった⁽²⁶⁾。市民権は女性も得ることができたが⁽²⁷⁾、それと一聯のはずの政治的権利は男性市民だけのものであった。都市憲章の改正を機に、1864年11月7日に、市民の認定と市民権に関する新たな法律が公布された。その規定は、新しい職業法と直接的に関係して公布されたものだった。と言うのは、生業の自由(1864年)の導入によって市民権と独立性との結合は廃止されたからである。その結果、市民権は《政治化》した。つまり、選挙権はなお市民に限定されていたからである。その権利が、1864年を境に成年男子であれば現行通貨25マルク(後に30マルク)を支払えば取得で

(24) P. VOLLMER, *Hamburgerr Vürgervereine* (1989 前掲注20), S. 163–175.; Richard EVANS, *Wahlrechtsraub, Massenstreik und Schopensteherkrawall: Der Kampf gegen Wahlrechtsverschlechterung 1905–1906*. In: Jörg BERLIN (Hg.), *Das andere Hamburg*, Köln 1981, S. 162–180.

(25) Ute FREVERT, „*Unser Staat ist männlichen Geschlechts*“. *Zur politischen Topographie der Geschlechter vom 18. Bis zum frühen 20. Jahrhundert*. In: DIES., „Mann und Weib, und Weib und Mann“. *Geschlechter-Differenzen in der Moderne*. München 1995, S. 61–133.

(26) H.-W. ECKARDT, *Privilegien und Parlament* (1980 前掲注4).

(27) ハムブルクの市民権に関する規定(1845年10月23日) In: *Halmburgische Rath- und Bürgerschaftliche Verhandlungen 1845–46*. Hamburg 1846.

きるようになった⁽²⁸⁾。市民権は経済的な権利とは切り離された。しかしまたそれは、立法者の論理としては女性の排除を含んでいたが、そのための特段の理由づけがなされていたわけではない⁽²⁹⁾。

やがて1896年の法改正によって、女性の排除はもはや外面的な規定としては姿を消した⁽³⁰⁾。自立した年金生活者でラディカルな女権運動家であった*リーダ・グスタヴァ・ハイマン(1868-1943)は、法改正にちなんで、今や税金を納めるという《市民の義務》を果たせば全ての女性に市民権があたえられるはずと結論づけた。1901年11月、彼女は、先ず戸籍役場に宛てて、その後ただちに参事会に宛てて、市民権の認可をもとめる申請をおこなった⁽³¹⁾。それに対する官庁の返答は簡明であった。《市民権は、市に帰属する男性にのみ認められる》。参事会は、もう少し詳しく説明した。《1864年まで法文第2条によって認められていた女性への市民権付与は、1867年11月7日からは市民権が同時に政治的権利・義務に限定することから導き出される必然の帰結として根拠薄弱の故に無効となったと見られ、また1896年11月2日の法改正は女性の市民権獲得の実現ではなく、それを意図したものでなかった》⁽³²⁾。19世紀から20世紀への転換期でも、女性に対する政治的排除は定かには根拠づけられておらず、自ずと導き出される《必然の帰結》と説明されていた。

その後、市民権の政治化は二つの条件と結びつけられた。資産ないしは収入、そして性別である。女性と労働者と無産者を差別する法の構造は、1818/19年の革命〔訳注〕第一次世界大戦の終結直後の帝政の廃止に至るいわゆるドイツ革命まで効力を保った。すなわち、ヴァイマル憲法によって全ての国民に等しい政治的権利が認められるまでである。1894年の段階では、ハムブルクの都市国家に帰属する男性のうち市民権を持つのは僅か5%

(28) 都市帰属性と市民権に関する法律：*Verhandlungen zwischen Senat und Bürgerschaft im Jahre 1863. Hamburg 1864, §§ 5 und 8.*

(29) 《女性等、すべて市民ならざる者には、市民権は付与されざる件に就き、〈市民宣誓〉法令の規定に従ひて〈供述〉致すべきものなり》。同上、§ 6, Abs. 2.

(30) *Gesetz, betreffend die hamburgische Staatsgehörigkeit und das hamburgische Bürgerrecht, 2. November 1896, schaftliche Verhandlungen 1845-46, § 2.*

(31) *StA H PP S 5466, Bd.I, HC vom 16.März 1902.*

(32) *StA H PP S 8004, Hamburger Fremdenblatt* (以下ではHFと略す) 12. August 1902: 5466, Bd.I, HC vom 16.März 1902. 《女性はハムブルクの市民たり得るか?》

で、それは都市国家の選挙権と重なっていた。他方、ドイツ帝国議会については、21歳以上のすべての成人男性に普通選挙としてその権利が認められていた。それゆえ都市国家ハムブルクでは、市民権に関する影響力のある政治的オーガニゼーションから市民女性を排除することが規則のようになっていた。が、プロイセンのように組合権（結社権）が規制されていたわけではない。しかし市民女性たちは、市民組合のなかでの労働者層の男女と同じく、平等の権利を認められてはいなかった。そのため市民女性たちは、独自の利害関心を代弁する機関を設立する他なかったのである。ハンザ都市の組合法（結社法）は形の上ではリベラルであった。が、男女の違いによる分離とヒエラルヒーはハムブルクの市民層のあいだでも完全に受け入れられており、むしろ文章化による固定を要しなかつただけである。「ノイシュタット南域市民組合1884」と「ザンクト・パウリ港湾組合」は、1903年5月、女性を正規メンバーとし定款をそれに合うように変更することをもとめた《女性参政権のための組合》から提出された市民組合すべてへの請願を、《多数の歓呼のなか》しかし《丁重に》拒絶した⁽³³⁾。のみならず、女性組合と個々の市民組合との散発的な協同作業があったにも拘わらず、ハムブルクの男性市民組合には、市の問題に共に取り組む用意はなかつた。それは、市民組合や政治の担当者が社会民主主義との共同作業を拒んだのと同工であった。

4 市民的プロジェクトとしての女性組合

したがって女性組合は、市民女性にとっては、社会政治的な活動とそれへの参加へ向かうための手ごたえのある手段であった。男性組合からの排除、とりわけ地域政治においてアクティヴな市民組合からの排除は、女性組合の構想にとっては一つの条件にすぎなかつた。他の条件には、公共の場での自立した活動をめざす多くの女性が存在することであった。特に、いわゆる《家庭の場》すなわち市民女性の活動がもつぱら子供と家政であることであった⁽³⁴⁾。そこでは、男女の区分ないしは両極は受け入れても、

(33) *StA H PP S 9001, Bd.II.: HC vom 19.May 1903.Neue Hamburgische Zeitung* (以下ではNHZと略す) 23. Mai 1903.

(34) ハムブルクにおける最大の女性組合は「一般ドイツ女性組合」(ADF)傘下のハムブルク

それに伴って起きる男女間のヒエラルヒーまでがそうだったわけではない。^{*}ヘレーネ・ボンフォール (1854-1940) は、女性組合の意味と目的について、1901年に、あるコラムでこう述べている。

至るところ、国家が決定し、限定し、あるいは促進する。そのなかで市民は、かつては家が努力の最終目標であった関与と活動を《外へ》向けなければならない。女性も、生きることに関与することをもとめ、とりわけ自分の家庭の男たちや子供たちと精神的な共同性をめざすなら、引込んでばかりいることはできない。

ボンフォールはさらにこう説明する。《進歩的な女性組合》の中で共に仕事をすることを通じて、女性は社会政治的な分野に参加し、《公共の》活動に必要な能力を習得することができる。たとえば法律知識や整った議論の仕方やレトリックを使いこなす才覚など。同時にボンフォールは、《男性との共同性》への広範な希求や共に生きるための実際活動への意欲という言い方でテーゼを立てている⁽³⁵⁾。

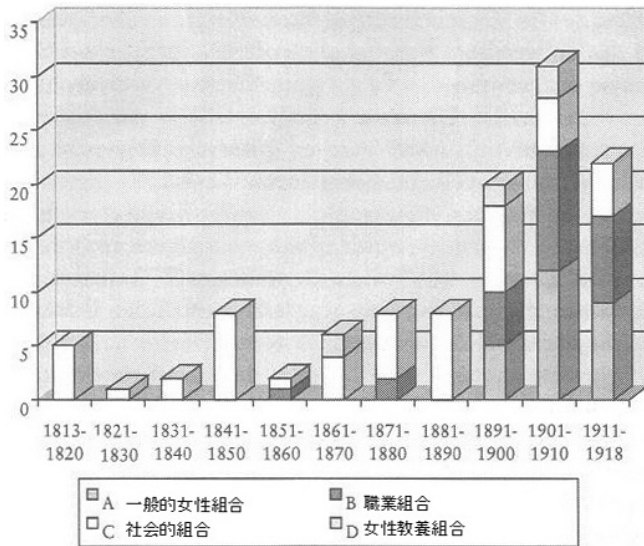
《幸せな共生》を高めるための市民女性たちの参劃は、それに見合った組合の設立という形で最も明白にあらわれた。女性による組合活動は、すでに19世紀の最初の20年間に始まってはいたが、量的な面で頂点となるのは1880年から1910年の期間であった。1852年から1918年の間に、ハムブルクでは121の女性組合が設立された⁽³⁶⁾。それらの女性組合は、4種類のグループに分けることができる。先ず特定の関心に向けてであるか、全

の団体であるが、1809年の場合、メンバーの大多数(71%)は既婚者であり、リーダーの女性たちは、団体の活動の初期には35歳から45歳であった。これに対してグニッラ＝フリーデリケ・ブッデは、市民の家族のなかでの教育に関する調査を基に、女性運動は市民女性の生活においては(従来考えられていたのとは相違して)大きな意味をもっていなかった、との結論に到達した。この結論が、基本的には記憶の聞き取りや日記類など、女史の資料に基づくことは明らかである。しかし女史の研究の重点は家庭の社会化に置かれおり、《家庭の場》を後にした市民女性の活動については十分ではなかったと言えるだろう。参照、Gunilla-Friederike BUDDE, *Auf dem Weg ins Bürgerleben*. Göttingen 1994, S. 407-408.

(35) 引用は全て次による、*StA H PPS 5466, Bd.I, HC vom 10. November 1901*.

(36) しかしこれらの女性組合12団体は、市民的な女性運動と重なっている必要はなかった。組合は基本的にローカルな場に着地しており、「ドイツ女性組合聯合」(Bund Deutscher Frauenvereine)の行動計画の意味での運動と一緒にではなかったからである。

体としての社会に向けてかであるか、あるいは独自の市民的関心の故であるか、という違いである。これを基準にすると、社会的女性組合、女性教養組合、職業オーガニゼーション、最後に一般的な女性組合となるだろう⁽³⁷⁾。



グラフ ハンブルクにおける女性組合の団体数と設立年次の推移

5 社会的女性組合と教養施設

女性組合全体の歴史的展開には二つの局面がみられ、また1890年以後に新たな量的増加へ向かい、そしてその辺りで構造的な転換点がみとめら

(37) 1909年の『ドイツ帝国女性団体(オーガニゼーション)統計』(Die Statistik der Frauenorganisationen im Deutschen Reich. Bearbeitet im Kaiserlichen Statistischen Amte, Abteilung für Arbeiterstatistik. 1. Sonderheft zum Reichs-Arbeitsblatte. Berlin 1909)は、次の6種類に分類している。1. 一般的な女性運動、2. 職業オーガニゼーション、3. 社会的オーガニゼーション、4. 慈善オーガニゼーション、5. 教養オーガニゼーション、6. 政治的オーガニゼーション。これに従うと、ハンブルク的女性運動は4種類に整理することができる。一般的女性運動には政治的組合を併せることができるが、それはハンブルクでは両者が人的な面でも内容面でも重なるからである。また社会的組合と慈善組合の区分は無視してもよく、それは時代がやや古い慈善組合は、新しい社会的組合の先行者であることが多いからである。これについては拙著を参照、K. HEINSOHN, *Politik und Geschlecht* (1997 前掲注14), S. 39-42.

れる。1890年以前にハムブルクにおいて設立されたのは特に社会的女性組合であった。社会的女性組合は女性組合の中では最大グループであり、同時に他の新しい女性組合、すなわち教養・職業・一般政治な課題などに向かう女性組合の基本になった。社会的組合が数量的に最大の割合を示した背景は、社会的支援活動が伝統的に《女性の》仕事とされていたこと、それゆえ社会的女性組合への参加は男女の差異をめぐる支配的な関係に抵触しなかったことにある。他方、多様な労働領域への分岐とプロフェッショナル化が、独自の組合の設立や分割という形で組合設立の大波を生み出した⁽³⁸⁾。

初期の宗派的原則を特色とする組合は、貧しい女性や児童への支援が前面に立っていた。したがってこれらの組合の構造は、もっぱら慈善活動の緊急要請を特徴とした。決断は即座になされる必要があり、また実行もそれに照応した。これらの諸条件にとって、宗教的組合の中央集権的・ヒエラルヒー的な仕組み、それにメンバーが限定されていることは有意義であった。しかし市民女性の社会政治的な擡頭としての市民的社會形態への参画が増加すると共に、それに特有の関心が前面に移ってきた。*《首座の貴婦人》と《脇のお女中》という伝統的な区分は、権利を等しくするメンバーに取って代わられた。1890年以後の新しい組合が、それまでのグループとは反対に、デモクラシーの構造を打ち立てたのは、できるだけ多くのメンバーや協力者が義務に責任を負うことができるようにするためであった。しかし同時に、テーマの種類も、社会的課題に取り組む組合のあり方も多彩になる一方であった。それゆえ関心のある市民女性は、自分が参加して活動するのは宗派の組合かニュートラルな組合か、伝統的な女性組合か新しい女性組合かを定めることができた。社会活動に対してメンバーがどの社会政治的あるいは宗教的観点に立っているかも、組合の選択を通じて明らかになった。1918年までのハムブルクの場合、社会的組合は、市民的社會改革運動のなかでの《自立したオーガニゼーション・社会環境》⁽³⁹⁾を形成した。それには、照応する男性の組合が女性組合に対して同

(38) K. HEINSOHN, *Politik und Geschlecht* (1997 前掲注14), S. 43-83.

(39) Rüdiger vom BRUCH (Hg.), *Weder Kommunismus noch Kapitalismus. Bürgerliche Sozialreform in Deutschland vom Vormärz bis zur Ära Adenauer*. München 1985, S. 10.

等の権利による共同作業を許容しなかったことも背景になっていた。

19世紀から20世紀への転換期を過ぎると、ハムブルクでも、自分たちの活動に政治的権利を得ようとする女性組合の声が高まった。社会的組合は、一般的なオーガニゼーションと聯携して、貧民保護士のポストに女性を登用するための長期かつ公然たる闘いを続けた。しかし、ドイツの他の諸都市とは対照的に、ハムブルクでは闘いは女性組合に決定的に不利であった⁽⁴⁰⁾。社会的な仕事というフィールドは、ハムブルクでも、自分たち自身の社会的立場を改善するためにも、市民女性の活動の重点であった。同時代のある女性が、社会活動を《女にとってのアメリカ》と評したのも宜なるかな⁽⁴¹⁾、の観がある。

二番目のグループ、すなわち女性教養組合は、構造的に、社会的組合と似ていた。教養組合も、当初は、自分たちのメンバーに対してではなく、他者への活動が中心であった。そして特に少女や婦人に向けた教育向上施設や学校の設立に力を注いだ。このプロジェクトは、女性組合の取り組みとしては特段にイノヴェイティヴな成果を取めた。市民の未婚女性は、規準に沿った職能習得や高等教育への権利を19世紀末までは（国家によって）認められていなかったからである。初期の社会的組合とは対照的に、女性教養オーガニゼーションは、はじめからデモクラシーによる組合のタイプであることを示した。それは教養組合が、高い関心をもつ誰に対しても開かれていたからである。メンバーたちは、物質的にも理念的にも、組合の目標を下支えし、これによって組合は、市民女性たちが教養政策的な改革理念を実行に移すための重要な手立てとなった⁽⁴²⁾。

この組合タイプの際立った団体は、1900年に設立された*「女性の教養・勉学を促進するためのハムブルク組合」であった。この組織が取り組んだ《ギムナジウム・コース》は、女生徒に男子のギムナジウムにあたる特別試験を準備した。そのコースは、ハムブルクの女子に、アビトゥア（〔訳注〕ギムナジウム卒業資格＝大学入学資格）への規則的な教養教育を提供した最初

(40) K. HEINSOHN, *Politik und Geschlecht* (1997 前掲注14), S. 88–119.

(41) Frieda DUENSING, 引用は次による, Dietlinde PETERS, *Mütterlichkeit im Kaiserreich. Die bürgerliche Frauenbewegung und der soziale Beruf der Frau*. Bielefeld 1984, S. 85.

(42) K. HEINSOHN, *Politik und Geschlecht* (1997 前掲注14), S. 120–147.

の機関となった。たしかにプロイセンでは、すでに1896年に、女子がアビトゥアを受けるための特別コースが設けられた。それがハムブルクでは1901年になったのだが、実際には官庁の側はそれに向けた準備コースを提供してはなかった。ハムブルクの場合、この課題は、市民的女性組合が引き受けたというだけではない。そのコースに伴う財政的な負担にも身銭を切ったのである⁽⁴³⁾。しかし数年後には国家の方も毎年補助金を支給するようになり、また学校の発展には特別の関心を寄せるようになった。1906年には、「女性の教養・勉学を促進するためのハムブルク組合」は、最初のアビトゥア修了者を送り出した。女子の高等教育のための学校が国によって設立されたのは、ようやく1910年のことであった。その時点まで、私設のコースが女子教育システムの欠陥をうずめていたのである。しかし同時に組合は、女子に高等教育を受けさせるのが国の義務であることを広く説いていた。かく組合は、実践的にも理論的にも、ハムブルクの教育制度の発展における先導者となった。

6 職業目的のオーガニゼーションと一般的女性組合

より新しい組合のタイプを代表するのが職業組合と一般的女性組合である。と言うのは、僅かな例外を別にすれば、それらは1890年以後に設立されたからである。市民女性による職業組合は、メンバーが社会の資力を活用できることをめざすという主目的において一致していた。保険も国家の支援も職業をめぐる危機をカバーするには十分ではなかったからである⁽⁴⁴⁾。前面に立ったのは、職業斡旋と困窮者への支援金庫であった。これらの諸点において、職業組合は、社会活動を旨とする女性組合と交叉した。後者はすでに1871年以前に活動を始めており、自分たちが保護した貧しい女性たちに家内労働や単純な家政などへの仕事の斡旋を手掛けていた。この最初の職業斡旋所は、まだ市民的な社会改良のコンセプトとまったく結合しており、市民層の試行錯誤の一部であった。支援活動によって

(43) Kirsten HEINSOHN, *Der lange Weg zum Abitur: Gymnasialklassen als Selbsthilfeprojekte der Frauenbewegung*. In: *Geschichte der Mädchen- und Frauenbildung*, Bd. II: Vor Vormärz bis zur Gegenwart, hg.v. Elke KLEINAU / Claudia OPITZ. Frankfurt/M. u.a. 1996, S. 149–160.

(44) K. HEINSOHN, *Politik und Geschlecht* (1997 前掲注14), S. 160–193.

社会的困窮を緩和することを念頭に置いており、労働者自身が独立した動きをすることや社会のヒエラルヒーに疑問を突きつけることは抑える姿勢だったからである。この脈絡からはじめて抜け出したのは、ややあつて現れた*女性教員と女性総合職被雇用者による職業組合の諸団体であった。後者の組合は、もはや他者のためのものではなく、メンバー自身のためであり、また同じ社会層の女性のためのものであった。

この新しい職業組合の労働幹旋は、市民女性に向けて生成しつつあった労働市場の規律化への最初の機関を供することになった⁽⁴⁵⁾。男性を対象として先行して設立されていた職業組合も、個別の職種それぞれの就労幹旋が町村体や都市によって統合される前には、同じような推移を見せた⁽⁴⁶⁾。また労働市場の規律化を自治体や国家が進める過程で、市民女性に向けた職業組合は統合された。たとえばADF（一般ドイツ女性組合）の「未婚女性と婦人のための職業相談所」である。また男性を対象とする自治体以外の設立による職業幹旋所も、職業オーガニゼーションの特定の形態、すなわち照応する同業者団体や組合と結びついていた。市民女性に向けた独立した組合は、男性の職業オーガニゼーションが女性には門戸を閉じていたために、女性の職業フィールドを確立するためには緊要の条件であった。

一般的な女性組合は、一面では女性の法的・社会的・政治的・文化的地位の改善を意図するオーガニゼーションであり、他面では市民の聯合や党派のなかの女性グループとして外に向けて種々の政治的要求をおこなった。各種の聯合・役所・行政への女性の参加や、女性の選挙権や市民権への要求である。一般的な女性組合は、女性独自の政治への関わりを発展させるためのフォーラムを供し、フォーラムは政治の諸潮流を見渡す幅広いス

(45) Christiane MAYER, *Zum Verhältnis von Frauenarbeit, Berufsausbildung und Arbeitsmarkt – eine historische Analyse*. In: Berufsbildung und Gewerbeförderung, hg.v. Bernhard BONZ, Berlin und Bonn 1994, S. 275–300.

(46) Anselm FAUST, *Arbeitsmarktpolitik im Deutschen Kaiserreich. Arbeitsvermittlung, Arbeitsbeschaffung und Arbeitslosenunterstützung 1890–1918*. Stuttgart 1986.; Jens FLEMMING, *Wege zum „sozialen“ Frieden? Anfänge staatlicher Arbeitsmarktpolitik in Hamburg*. In: Arno HERZIG / Dieter LANGEWIESCHE (Hg.), *Arbeiter in Hamburg. Unterschichten, Arbeiter und Arbeiterbewegung seit dem ausgehenden 18. Jahrhundert, eine Veröffentlichung des Hamburger Arbeitskreises für Regionalgeschichte*. Hamburg 1983, S. 283–297.

ベクトルを含んでいた⁽⁴⁷⁾。これらのグループには、リベラルな組合や改革志向の組合だけでなく、保守あるいは右派の女性グループも集まった。もつともハムブルクの場合は、保守や右寄りには明らかにマイナーであった。組合文化の特徴は、他の組合や機関との公然たる確執で、公開の論議は、集会や、新聞紙上での報告ないしは手紙の形をとり、さらに役所でのポジションをめぐる競合も激しかった。

7 都市化と基盤的政治化

女性組合の進展が1890年以後《転換点》を迎えたのは、ハムブルクだけでなく広くドイツ帝国の構造変化から説明できるだろう。

一つには、ハンザ都市ハムブルクの急激な人口増が社会問題を先鋭化させたことである。これらの社会問題にはかなりの数の女性組合が取り組んだ。しかしそこを頼る人々が大幅に増えただけでなく、膨張する都市における社会労働を取り巻く条件が急速に変化し、そのため組合は、その目的に合ったグループを分割し、方法に合わせて多様化する他なかった。同時に市の行政の腰が重く非効率であることが見えてきた。特に1892年のコレラの流行において、それは見紛いようがないまでになった。かくて市民のイニシアティヴがもとめられ、発展した。その推移は、新しい市民的な女性組合の設立にも反映された。ここにおいて、女性組合はハムブルクの市民存在の一部として、それを代表するものとなった。

二つ目に、独身の市民女性にも就労の可能性が広がったことである。それは、経済が拡大し、分業の一層の進展により新たな女性職場ができたことを背景にしていた。職業組合は、この推移の中で、女性のための労働市場の構築に向けて重要な役割を果たした。最後に、ドイツ帝国全体での市民的な女性運動の広がりとして、一般的かつ基盤的次元における政治化と社会の流動性は、市民女性が自分たちの関心を代表するにあたってのイニシアティヴの強化をうながした。1890年以後のハムブルクにおける市民的な女性運動の高まりが明らかにするのは、(たしかに国家市民ないしは都市市民としての同等の地位は1918年まで少しも進展し得なかったとしても)

(47) K. HEINSOHN, *Politik und Geschlecht* (1997 前掲注14), S. 197-356.

女性にとって政治的な活動分野が広がりを見せたことである。

しかし女性だけでなく、男性も利害関心を組合や聯合体の形でまとめ、あるいは社会的施設や教養施設や労働市場政策の機関を順調に設立した。ハムブルクにおいて、市民的な組合文化はヴァイマル共和国に至っても重要な政治的影響力を発揮することができた。これには、ハムブルクの都市行政がプロフェッショナル化の度合いが低かったことに原因があった。国家の諸機構は後には他の諸都市以上に浸透することになるが、この時期には市民のイニシアティヴがその代替を果たしていた。半プロフェッショナルで名誉職を以てする行政は、都市の拡大を前に機能不全に陥った。ハムブルクの伝統的な都市共和國的な憲章は、19世紀から20世紀への転換期頃には、硬化した守旧的な障碍となっており、新たに発生する軋轢の柔軟な解決を妨げた。市民的組合とそれが手掛ける諸施策は、19世紀においては（やがて国家が施策として徐に取り上げてゆく）近代化への潜在的な動きを準備していたと言えるだろう。しかし19世紀から20世紀への転換期以後、議会制の下で政党が成長し、国家行政がプロフェッショナル化の度合いを強めるに連れて、市民的組合の影響は後退した。しかしこの動きは、市民的女性組合には、男性組合とは違った成り行きにつながった。1919年の議会制民主主義への移行は、市民女性とその組合にとって、（デモクラシーの選挙権は誰もが意見を共にすることを可能にするものだったにも拘わらず）社会政治的な取り組みの消滅を意味した⁽⁴⁸⁾。社会政治的な面での集合の可能性は、（女性組合が全体としてはほとんど参画していなかった）政党や行政に吸収される割合が高まったからである。それは、男性市民がその関心と生き方を政党や行政の形態生成に反映させていたのと対照的であった。組合が可能にした政治的行動範囲は、これによって女性にとっては価値を失い、しかもその喪失を相殺してくれるものは何もなかった。

8 自主的オーガニゼーションの可能性と限界

市民的女性組合の歴史を背景において見ると、リベラルな《特殊ケース》ハムブルクの場合はどうなるだろう。答えを出すにはやや慎重である必要

(48) 同様の結論に達した研究として次を参照, Nancy R. REAGIN, *A German Women's Movement. Class and Gender in Hannover, 1880–1933*. University of North Carolina Press 1995, p. 250.

がある。ドイツ帝国の他の諸都市との十分な比較を欠いているからである。たとえばハノーファー⁽⁴⁹⁾やブレーメン⁽⁵⁰⁾の女性組合の歴史と比べても目を惹くことだが、貧民へのケアにせよ教養の領域にせよ、女性の参加がみとめられるのは、ハムブルクの場合、むしろ出遅れていた。女性の権利が機関的に確かになるのも遅かった。女性市民にとって、女性自身の組合ないしは女性たちによって維持される施設が、自分たちの関心を公共の場で主張できる唯一の可能性という状況は、他所よりも長く続いたのである。ハムブルクの社会が特別リベラルであったかどうかは、この面からは問題にもならない。

しかし押さえておかねばならないことだが、市民的女性組合という独自の生きた政治的文化が開花できたのは、国家と（男性）組合の大半が女性の関心にはあまり積極的ではなかったからであった。都市化の進展によって、女性にとっても、伝統的な桎梏はほどけ、田舎や小都市ではあり得ないような行動空間が広がった。その限りではあれ、少し大きめの都市に暮らす女性たちは、国家の法によって排除されていたにも拘わらず政治的に行動できる位置を獲得した。もっともそれは、男性たちが組合や政党や他の責任を伴う立場において享受した立場とは明らかに違ってはいた。それゆえ、市民存在のなかでの平等と差異のアムビヴァレンツを組合組織も引きずっていた。かくして市民女性は自分たちのオーガニゼーションを高らかに打ちたてることができたが、都市の責任ある位置は女性という理由だけで閉ざされていた。それに対して男性たちは、自治体政治の経験を組合に活用することができ、またその組合はやがて役所の諸部門へと延びてゆく領域であった。女性の場合は、自立した組合が成功しても、限られた活動範囲においてなりとも法的・政治的平等をもとめるささやかな願望も、性という《自然な》ヒエラルヒーの強固な観念を打破するには至らなかった。それゆえ女性にとってはチャンスであると同時に袋小路でもあった。平等は、性差の秩序と社会秩序の全体をゆるがしかねず、それがために男

(49) N. R. REAGIN (1995 前掲注48); Christiane SCHRÖDER / Monika SONNECK (Hg.), *Außer Haus. Frauengeschichte in Hannover*. Hannover 1994.

(50) Elisabeth MEYER-RENSCHHAUSEN, *Weibliche Kultur und soziale Arbeit. Eine Geschichte der Frauenbewegung am Beispiel Bremen 1810–1927*. Köln u.a. 1989.

性の指導層の一丸となった壁にぶつかった。ハンザ都市において都市市民存在は、高まりつつあった労働運動に対しては、自分たちが政治の担い手たることを頑強に主張した。同様に、独自の社会的階層でもある女性たちに対して、指導的な立場にある男性たちは《家のあるじ》のメンタリティーを譲らなかつた。性差の歴史のパーспекティヴからは、ハムブルクはドイツ帝国の社会の一般的な歴史の一環であり、《特殊ケース》などではまったくなかつたのである。

【訳注】

p. 277 パーシー・エルンスト・シュラム (Percy Ernst Schramm 1894–1970) ハムブルクに生まれ、ゲッティンゲンに没した中世・近代史家。ハムブルク、ミュンヘン、ハイデルベルクの諸大学で歴史学と美術史を学び、ハイデルベルク大学において中世ドイツのオットー朝期の研究によって1922年に学位、1924年に教授資格を得た。1929年からナチス期の中断をはさんで1970年までゲッティンゲン大学の教授を務めた。ナチス期には国防軍にポストを得て日録を担当し、後にナチスとの重なりを批判された。母方はハムブルクの名家、父親もハムブルクの第二市長を務めた。その家系資料は家族史研究にとって貴重で、シュラム自身も家族史をレパートリーのひとつとした。

p. 278 クラウス・フォン・ドホナーニ (Klaus von Dohnanyi 1928–L) ハムブルクに生まれた政治家 (ドイツ社会民主党 [SPD])。ミュンヘン大学で法学を学び、1949年に学位を得、米の諸大学でも学んだ。1957年にSPDに入党し、はじめランイラント＝プファルツ州で活動し、やがてハムブルクに活動拠点を移した。1961年から81年まで聯邦議会の国会議員、1981年から88年までハムブルクの第一市長を務めた。父親のハンス・フォン・ドホナーニ (Hans von Dohnanyi 1902–45) はヴァイマル共和国末期からナチ政権期に法務大臣のポストにあつてナチスへの抵抗者となり処刑された。母親の兄は、プロテスタント教会の神学者でナチスへの抵抗者であつた。

p. 278 フォルカー・ウルリッヒ (Volker Ullrich 1943–L) ツェレ (Celle) に生まれた歴史学者。ハムブルク大学で歴史学・文藝学・哲学などを学び、1975年にハムブルクの20世紀の労働運動に関する研究で学位を得た。ギムナジウム教員、またリューネブルク教育大学などで教え、やがて週刊誌『デイ・ツァイト』の政治関係に関わるなどジャーナリズムに移り、ナチズムを中心とした現代史をレパートリーとする言論人として1986–88年の歴史家論争にも関わつた。

p. 280 ジョーン・スコット (Joan W[allach] Scott 1941–L) ニューヨークに生まれた米の女性歴史学者。ブランダイス大学 (マサチューセッツ州) で歴史学を学び、1969年にウィスコンシン大学マディソン校で学位を得た。イリノイ大学シカゴ校、ノースウェスタン大学 (イリノイ州) で准教授、ノースカロライナ大学チャペルヒル校で准教授から教授、ブラウン大学 (ロードアイランド州プロビデンス) 教授を経て、1985年にプ

リンストン高等研究所教授となった。フランス近代史・女性史、ジェンダー史を専門とする。邦訳には次の諸書がある。荻野美穂（訳）『ジェンダーと歴史学』（平凡社 1992；原書 1988）、李孝徳（訳）『ヴェールの政治学』（みすず書房 2012；原書 2007）。

p. 280 **ハンナ・シスラー** (Hanna Schissler 1946-L) バート＝クロイツナッハ (Bad KreuznachRP) に生まれた女性歴史学者。1977年にビーレフェルト大学のヴェーラー (Hans-Ulrich Wehler 1931-2014) の下で学位を得た。テーマは18世紀後半から19世紀前半のプロイセンの農業国家の諸側面の考察で、同年に刊行され主著である。ドイツとアメリカの歴史学の研究所に在籍し、1993年に員外教授のポストにあったハムブルク大学で教授資格を得た。1992年から97年に米ミネソタ大学教授、次いでニューヨーク大学、ウィーン大学、中央ヨーロッパ大学 (CEU ブダペスト) で歴史学を担当した。社会史とジェンダー史を専門とする。

p. 280 **一般ドイツ女性組合** (Allgemeiner Deutscher Frauenverein ADF: 1920年に Deutscher Staatsbürgerinnenverband ドイツ女性市民協会と改称) ルイーゼ・オットー＝ペーターズ (Louise Otto-Peters 1819-95) がアウグステ・シュミット (Friederike Wilhelmine Auguste Schmidt 1833-1902) など数人の同志と共に創設した団体で、女性が (ドイツに関して) 全国的規模でネットワークをもつことを課題にした。1865年10月16-18日にライプツィヒで開催された大会が創設日とされる。教育と就業における男性と同等の権利を目指し、『女性による女性のためのすべてのことから』に取り組むと宣言した。正規メンバーは成人女性に限定して、当時の女性解放運動の団体とは異なり運営の中心から男性を排除した。同時に、男性理解者としてアウグスト・ベーベル (August Bebel 1840-1913) などを名誉参事とした。フェミニズム運動の全国組織としては西洋諸国で最も早い団体であった。

p. 285 **リーダ・グスタヴァ・ハイマン** (Lida Gustava Heymann 1868-1943) ハムブルクに生まれ、チューリヒに没した女性権利運動のリーダー。富裕な家庭に育ち、女子高等学院で学んだ。ドイツ帝国を射程に置いた「一般女性組合」のハムブルクにおける支部に関わるところから運動に入り、やがて意見の相違から、終生の同志でドイツ語圏初の女性法律家アニータ・アウクスブルク (Anita Augspurg 1857-1943) と共に独自の活動を行なった。特にハムブルクにおける公娼制度を激しく批判し、売春防止と娼婦の更生に尽力した。ややあってベルリンに活動拠点を移した。第一次世界大戦には当初は祖国防衛戦争として賛成したが、開戦から8カ月後に反戦の姿勢を明確にし、アウクスブルクと共にオランダのハーグにおいて「国際女性平和会議」(Internationale Frauenfriedenskongress) を1915年4月28日から5月1日の期間に開催した。フェミニズム運動の中では急進派と評価される。1923年にヒトラーの追放を説いた論客でもあり、1933年にドイツを離れ、財産は没収された。

p. 287 **ヘレーネ・ボンフォール** (Helene Bonfort 1854-1940) ハムブルクに生まれ、ミュンヘンに没した教師・女性権利運動のリーダー、ユダヤ人。ハムブルクの女子高等学校を終了し、18歳から同校の教員を務めた。一時期デュッセルドルフの教員となったときに、やはり教員であったアンナ・マイネルツ (Anna Meinertz 1840-1922) と知己になり、1881年からは共にハムブルクで教員として女子教育に携わった。1896年に「一般ドイ

ツ女性組合」のハムブルクの支部組織を設立し、1896-1900年間、及び1900-1916年間は同組織の代表を務めた。ADFの活動をめぐっては運動のまとまりを重視し、逆に各団体の自主性を説くリーダ・グスタヴァ・ハイマンや、ユリエ・アイヒホルツ (Julie Josefina Catharina Eichholz 1852-1918) とは対立した。ボンフォールの場合、女性の社会的・経済的状況の改善をめぐる活動の大半はハムブルク市行政官庁との調整を要する実地的なもので、そのためフェミニズム運動において論説に力点を置く論客からは穏健派とみなされたが、行政官庁からはラディカリストと見られることが少なくなかった。

p. 289 首座の貴婦人 (Vorstandsdame)、脇のお女中 (Pflegerin) 原語を挙げる。

p. 290 女性の教養・勉学を促進するためのハムブルク組合 (Hamburgischer Verein für Förderung von Frauenbildung und Frauenstudium) 1900年に結成され、1924年まで存続した。これについては論者の著作でやや詳しく取り上げられている。

p. 292 女性教員と女性総合職被雇用者による職業組合の諸団体 (Berufsvereine der Lehrerinnen und der Angestellten) この名称による組合も存在したが、ここでは団体の類型として挙げられている。

【訳者解説】

本篇は、女性組合に関する歴史学関係者たちの論集『組織化と参劃』に収録されたキルステン・ハインゾーン女史の論考、直訳では「市民層の平等と差異：ハムブルクにおける女性組合」の全訳である。翻訳にあたっては、論集から本篇を取り出したこともあって、内容が伝わるように工夫した。書誌データは以下である。

Kirsten Heinsohn, *Gleichheit und Differenz im Bürgertum: Frauenverein in Hamburg*. In: Rita Huber-Sperl (Hg.), *Organisiert und engagiert. Vereinskultur bürgerlicher Frauen im 19. Jahrhundert in Westeuropa und den USA*. Königstein / Taunus [Ulrike Helmer] 2002, S. 233-252.

これが収録された論集『組織化と参劃——19世紀の西欧とUSAにおける市民女性の組合文化』については、編者リタ・フーバー＝シュペール女史が論集に載せた指針的な論説「ドイツ市民社会における女性主体のクラブ・組合——《長き19世紀》：1780-1910年期の概観」を本誌の直近のナンバー『国研紀要』158号及び159号に2回続きで訳載し、そこにやや詳しい解説をほどこした。

論者について

キルステン・ハインゾーン女史は1963年にハムブルクに近いシュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州ヴェーデル (Wedel) に生まれた歴史学者で、現在はハムブルク大学で近代史とジェンダー論を担当している。研究者歴では、ハムブルク大学で歴史学、国民経済学などを学び、早くからハムブルク都市史とそこでの女性組合をテーマにしてきた。それは1988年の修士論文の後、1995年に学位論文として完成した。前者はオンラインで公開されており、後者は公刊されている (『政治とジェンダー』)。両著の書誌データは以下である。

Hamburgischer Verein zur Förderung von Frauenbildung und Frauenstudium (1900–1924). Ein Beispiel für die Entwicklung des höheren Mädchenschulwesens im Deutschen Reich. Hamburg 1988 (Magisterarbeit, Universität Hamburg, 1988).

Politik und Geschlecht. Zur Politischen Kultur bürgerlicher Frauenvereine in Hamburg 1871–1918 (= Beiträge zur Geschichte Hamburgs, Band 52). Hamburg [Verein für Hamburgische Geschichte] 1997 (Diss. Universität Hamburg, 1995).

その後、ハムブルク大学に付属するユダヤ人史研究所に属し、1912年から1933年に至る保守系諸政党の動向をジェンダーの観点からまとめて2006年に教授資格を得た。現在はこれも公刊されている。

Konservative Parteien in Deutschland 1912 bis 1933. Demokratisierung und Partizipation in geschlechterhistorischer Perspektive (= Beiträge zur Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien, Band 155). Düsseldorf 2010 (Habilitationsschrift, Universität Hamburg, 2006).

そして2006/07年にハムブルク大学の近・現代史の教授となった。また同大学の現代史研究所の副所長を務めたが、これは特にナチス期に焦点を合せた研究機関である。他にも政治とジェンダーの領域で多くの論考と編著

がある。

本篇について

先に触れたように、本篇は『組織化と参劃』に収録された一篇である。その論集は、女性組合すなわち女性が中心になって結成されたアソシエーション（ドイツ語ではフェルアイン、邦語では社団・クラブ・組合など）の歴史研究をめぐって2000年にハノーファー大学で開催された欧米研究者たちのフォーラムの報告書の性格にある。フォーラムの意義については、本誌の前号において論集の目次を挙げて紹介した。今回その中からハインゾーン女史の論考を紹介したのは、論集における基準的な見解と重なるところが多いからである。直接的にはハムブルク都市史が枠組みになっているが、女性組合の歴史的経緯の一般的特質の把握の側面をももっているのである。

またアソシエーションをめぐる学史では、里程標として必ず挙げられるヘルベルト・フロイデンタールの歴史を遡った研究（原注21の文献）がハムブルクを対象としており、さらに民俗学者アルブレヒト・レーマンの調査もハムブルクとその郊外の対比を含んでいる（本誌154号、またそこに付した解説）など、観測が蓄積された地点の観があり、そのため視角の違いが興味を惹くところがある。なお本篇は論者の著作『政治とジェンダー』のレジюмеという性格にもあり、多くの項目について著作ではさらに詳しい考察に接することができる。

(女性組合というテーマ)

視角ということでは、女性が中心になって結成されたアソシエーションがドイツ語圏において歴史学や社会学の研究テーマとなったのは比較的新しい。ハインゾーン女史の修士論文は1988年であるが、ちょうどその頃から始まったと言ってよい。それまではアソシエーション一般(ジェンダーの観点から顧みると男性優位の結社とも言える)についての研究で、それとても主要には第二次世界大戦後のことであつた。そうした研究史については、これまでに社会学と民俗学の識者が1980年代に提示した概観を本誌に紹介した(154, 155, 157号)。その時期には、女性史やジェンダー研

究の観点はアソシエーション研究ではほとんど見られず、その点ではハインゾーン女史はパイオニアの一人と言えるだろう。

これを言うのは、同時期には他にも、女性によるクラブ・組合の歴史とそこでの問題点に注目した識者がいたからである。訳者が特に関心を寄せるのは、ハインゾーン女史の学位論文「政治とジェンダー」が提出された1995年に、後にインスブルック大学の歴史学の教授となるマルグレート・フリードリヒ女史が女性組合に関する独自の研究を発表していたことである。やはり指標的とされる研究成果で、訳者は、最近それを訳出して解説をつけた（愛知大学国際コミュニケーション学会『文明21』48号）。他にも見るべき研究成果は幾つか数えられるが、この両者の取り組みを比較するだけでも、女性組合の研究の幅と問題の性格がより鮮明に見えてくる。対比すると、本篇も、本篇の論者を先行研究者として重視したりタ・フーバー＝シュペール女史によるドイツにおける女性組合の歴史的概観も基本的には穏当でバランスのとれたものと言える。他方、フリードリヒ女史の研究は女性組合の内部の仕組みや運営のあり方を自由な市民による自由な結社という原理から洗い直しており、特にキリスト教会と関わる結社への批判的検討を特色とする。その違いは両者の論説を比較しながら読んでもらえればと願っている。なおドイツ女性史と女性組合研究の動向については、最近の拙論において、本篇をも話題に取り上げつつ多少整理して提示した（「西洋市民社会と集団形成——ドイツ女性史から見たクラブ・組合」愛知大学人文社会学研究所『文學論叢』第159輯）。

（自治都市の伝統について）

本篇自体は特に難しい論説ではないため、個々の事項については解説を要しないであろうが、なお思いついた諸点に少しふれておく。本篇はハムブルクをフィールドとした考察である。ハムブルクに限られることではないが、西洋諸国の自治都市については、市民社会の進展を先取りしていたかのような印象をもつ人が少なくない。それは日本の西洋観だけのことでなく、西洋でもそうした先入観が多少ははたらいてきた。が、歴史の実態は違っていたとして、女性の結社が《都市共和国》特有の障碍に突き当たった事情に焦点を合せて検討を加えたのがハインゾーン女史の研究で

あった。言うまでもないのだろうが、西洋の自治都市は、多くの市民が自由に討論をして民主的に運営していたわけではない。商工業に関わる幾つかの有力家門の代表者がたいてい終身制で市参事会をつくって町を運営していたのであって、大半の市民も市民の資格をもたない住民も市政には関与していなかった。ちなみにトーマス・マンの数々の小説作品やエッセイでは自治都市リューベックの輝かしい伝統が回顧されるが、注意して読めば大商人たちの寡頭支配の描写であることが分かるだろう。またハムブルクは大都市であるだけに、それが因習化したときの問題も大きかった。近代化に向かう時期である19世紀には、市庁の役職は名誉職が大半を占め、膨張と変化を続ける都市の現実に対応するにはプロフェッショナルな知見を欠いていた。そうした立ち遅れに対して、新たに発生する種々の社会問題や欲求に応える上で広義でのソーシャルワーク団体としてアソシエーション、つまり社団・クラブ・組合が多彩に結成されることになった。それが近代社会の進展に伴う社会の分節化の現実形態であることは、社会学からのアソシエーション研究によって指摘されている（本誌155, 157号を参照）。しかしそれへの女性の関わりの場合は、一般的なアソシエーション研究では看過され勝ちな潜在的なハードルを克服する必要があった。また種々の社会活動において市の法令や条例などで規制がされていなくても、実際には因習や通念の故に女性が排除される局面が少なくなかったことは、ハインゾーン女史が史料に即して解明に努めたところであった。

(アソシエーションと市民)

なお最後に言い添えておくべきは、本篇も、本篇が含まれる論集も、対象は市民によるアソシエーション形成を対象としていることで、女性の場合も話題になるのは市民女性である。原注11で触れられているところでもあるが、この市民は、上流市民ないしは上・中流市民と言い換えてもよい。別の面から見ると、市民ではないが近代社会において大きな構成を占める労働者層は正面からは射程に入っていない。この市民と労働者という明白な区分は、日本人には分かり難いが、西洋近代と通じて、さらに現代の社会構成においても看過し得ない重みをもつ。労働者もまたアソシエーションを形成したが、それはそれでまとまったテーマであると共に、

市民的アソシエーションを基準として労働者アソシエーションが進展したことに注目するなら、アソシエーションの広範な成立もまた労働者の市民化の経路であった。それも含めて、市民の間での動向が現代の民衆の社会性と文化的特質の基準となったという意味では、市民的アソシエーションに焦点を絞るのは、近代から現代への大きな趨勢と照応するのである。

[付記] 本篇の翻訳にあたっては、論者のキルステン・ハインゾーン女史と、本篇が収められている論集の版元であるウルリーケ・ヘルマー社（現在の所在地は独ヘッセン州ロスドルフ）から好意的な配慮を得たことを明記する。

May 2022 S.K.